

# 宅建だより

苦小牧

No. 330

2017年 2月20日 発行

(公社)北海道宅地建物取引業協会苦小牧支部

苦小牧市表町5丁目10番7号

TEL(0144)33-9383 FAX(0144)32-2568

## 支部創立50周年記念祝賀会の開催

今年、当支部は創立50周年を迎えます。  
つきましては会員の皆様とともにお祝いの会として、記念祝賀会の開催を予定しております。

支部会員会議の終了後、従業者の皆様にもぜひご出席くださいますようお願いいたします。

記

### 1 支部会員会議

日 時 平成29年4月21日(金)  
午後4時30分～

### 2 創立記念祝賀会 平成29年4月21日(金)

午後6時～

### 3 会 場 グランドホテルニュー王子 芙蓉の間

4 会 費 正会員 3,500円(1社1名)  
従業者 5,000円

詳細については後日、総会議案書と共に郵送でご案内いたします

## 〈 会 員 動 向 〉

会員数 130社

### 新規入会

商号・名称/免許番号	代表者氏名	事務所所在地	電話番号
胆振(1) 1011 (株)アドバンス	吉岡 健	苦小牧市住吉町1-10-23	TEL 0144-84-3310

### 代表者の変更

商号・名称	変更後	変更前
岩倉土地開発(株)	北村 好昭	田口 正平
(株)土屋ホーム苦小牧支店	岩谷 修	角田 博嗣
(株)常口アトム 苦小牧支店	保木元 靖史	佐々木 大樹

### 事務所所在地の変更

商号・名称	変更後	変更前
イーセブン(株)苦小牧店	苦小牧市泉町 2-4-5	苦小牧市双葉町 1-9-16

### 宅建士の変更

商号・名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
(有)東明建築	渡辺 恭子(胆振 719)	齋藤正敏(胆振 687)
(株)常口アトム 苦小牧管理センター	竹田 隼也(空知 768)	佐々木 正子(胆振 1107)
(株)常口アトム 苦小牧支店	佐々木 正子(胆振 1107)	佐藤大樹(石狩 16339)

### 従事者の変更

商号・名称	変更後(従事することになった)	変更前(従事しなくなった)
岩倉土地開発(株)	岩間一恵(161201)	

お預かりする個人情報には協会規定に基づいて取り扱います

## 創立五十周年企画

### ◆ 宅建協会苦小牧支部の50年 ◆

#### 第8回 媒介契約と指定流通機構(REINS)・・・

##### 信頼を守る業界の取り組み

毎月、会報と一緒にお届けしている「レインズ月報」は、会員の皆様の業務に役立っていますでしょうか？

媒介契約をもとに、流通機構(REINS)に登録し、広く業者に情報を公開するこの制度は、昭和57年5月20日の大きな法改正から、現在のように整いました。

それ以前の媒介契約はというと、口頭によるものが通例でした。委託内容や、報酬の取り決めも曖昧だったため争いが絶えず、業者間の抜き取り等で裁判上の係争に発展することも多かったようです。

宅建業法の改正により、媒介契約内容を書面化し交付することが定められました。また、業界8団体が指定流通機構を立ち上げ、物件情報を登録・公開して、取引相手を迅速に検索できるよう整備されていきました。

開始当時は苦小牧支部で物件の代行登録を行い、月2回「レインズ旬報」を発行して、システム利用の啓蒙に努めていきました。

初期のFAXによるマークシート型の登録から、今のIP型に至るまで、取り扱い方法がどのように変化しても、会員に等しく情報が届くように、今月も「レインズ月報」をお届けします。

#### 苦小牧市への要望書の回答について

11月号でお知らせいたしました要望内容について、苦小牧市役所の関係各部署より回答がありましたので一部掲載いたします。

要望書の内容及び回答全文は支部事務所で閲覧していただけます。

##### 空き家等に関する実態把握及び協議会の設置について

市民生活部市民生活課 担当

#### (回答抜粋)

現在のデータ状況につきましては、10月末現在で相談総数373件となっており、そのうち解決件数が156件、未解決件数217件となっております。

協議会の設置につきましては、現在は設置しておりません。

今後におきましては、機会をはじめ関係団体等とどのような形で連携可能か検討していきたいと考えております。

## 〈 業 務 報 告 〉

- 1/18 三役委員会 支部事務所
- 1/25 新規入会審査委員会 支部事務所
- 1/26 第8回運営委員会 支部事務所
- 1/26 平成29年新年交礼会 グランドホテルニュー王子

## 相談業務報告

1月に苦小牧支部に寄せられた相談  
一般相談者：4件 会員業者：0件 計：4件

チャレンジ宅建 (2016年度 出題)

問題：宅建業者は売買等の媒介に係る報酬の限度額の他に、依頼者の依頼によらない

通常の広告の料金に相当する額を報酬に合算して、依頼者から受け取ることができる。

北海道宅地建物取引業協会  
苦小牧支部  
〒014-8401 苦小牧市表町5丁目10番7号

×